

三農農企発第231号
令和6年8月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三股町長 木佐貴 辰生

市町村名 (市町村コード)	三股町 (45341)
地域名 (地域内農業集落名)	第5地区 (大野・轟木・仮谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域では、高齢化などの理由により、担い手農家は減少傾向にある。
- ・30代で就農している専業の若い農家は地域に4~5人程度しかいない。専業農家での経営継続は厳しい。
- ・圃場については、過去に基盤整備した地区もあったが、全体的に1枚あたりの圃場面積が狭く、耕作が不便である。
- ・水路の維持管理を地域内で協力して行っているが、将来は担い手農家の減少にあわせて、水路の維持管理が困難になると思われる。
- ・農産物の販路が限定しており、収益が思うように上がらない。
- ・当地域は山間部に位置し、鳥獣害(特にイノシシ)の被害が絶えない地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・1筆あたりの面積を広くする簡易型の圃場整備を行う。できればモデル地区を設定し、普及活動を進める。
- ・水路の維持管理等を今後も継続して行えるよう、地域内で良好な人間関係を構築することが必要である。
- ・山林化や原野化している農地は農振を除外の検討を進め、生産性の低い農地より優良農地を守ることが重要。
- ・地域の特産品をブランド化することで、農業所得を増やす取り組みを進める。(例えば長田米のパッケージを作る)
- ・電柵等を適切に配置することによって、鳥獣害の被害を最小限にとどめ、農作物の生産性を向上させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	119 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	119 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

